

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
83	5	大豆から外皮を取り除いたものを加工すると、「大豆油」と「脱脂大豆」に分かれる。「大豆油」は粗製・精製共に加工食品基準に入っており61品目となっているが、「脱脂大豆」はこの範疇に入っていない。従って、「小麦粉」と「小麦ふすま」が基準値として存在する小麦と同様に考えると、「脱脂大豆」を加工食品の基準に入れることが妥当と考える。	鹿沼 伸	D23	今回、暫定基準として加工食品に基準値を設定したのは、コーデックス基準がある場合に限られます。脱脂大豆にはコーデックス基準が設定されていないことから、暫定基準は設定しません。
84	5	食品の加工工程での農薬等の消長について研究を実施して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	加工食品に残留する農薬等に関して、加工工程での増減や加工食品中の残留などについて、実態調査を実施することとしています。
85	5	ゼラチンの原料である、牛や豚の骨や皮は、「牛の食用部分」「豚の食用部分」に含まれると考えてよいのか。	日本ゼラチン工業組合	D26	基本的にご意見のとおり判断するものと考えます。なお、皮に脂肪等が付着している場合については、脂肪等の残留基準が適用されるものと考えます。
86	5	魚類においても、組織毎に農薬の残留は異なると考えられるので、現行の残留規則を考慮した対象組織の設定や科学的に妥当な規制導入を望む。	日本ゼラチン工業組合	D26	魚類にあつては、分析法等の通知において分析する部位を明示することとしています。
87	5	ゼラチンは、骨、皮等に含まれるコラーゲン蛋白質を、温水で抽出したもので、一般的に、水分含量10%程度の乾燥品として流通している。ゼラチンのように、原料中の蛋白質を抽出し、濃縮、乾燥された製品については、骨や皮に設定される基準値ではなく、濃縮率を考慮した基準値を設定していただきたい。	日本ゼラチン工業組合	D26	ゼラチンについては、原材料である骨、皮等の基準適合性に従い判断を行います。この際は、濃縮率等を考慮し、ゼラチンから骨、皮に濃度を換算した上で判断することとなります。
88	5	骨、皮等から製造されるコラーゲンについても、ゼラチンと同じ基準値が求められると解釈している。この考え方でよろしいか。	日本ゼラチン工業組合	D26	ポジティブリスト制度においては、加工食品としてのゼラチン及びコラーゲンの基準は設定されていません。このため、コラーゲンについても、No. 87と同様に判断を行うこととなります。
89	5	加工食品の場合、別表3に記載された農薬以外が検出された場合には原料に遡って検討することになっているが、下記油脂についてはどの農産物の分類されるのかご教示願います。オリーブ油のオリーブ実、やし油のやし実、パーム油の果実、シアナット脂の実、カカオ脂のカカオ豆、亜麻仁油の亜麻仁 しそ油のしそ実、ぶどう油のぶどうの種、パーム核油は「パーム核」、サル脂、シア脂、イリッペ脂なども「その他」の搾油原料種子から搾油されたものとして、搾油原料で「その他油糧種子」に含まれるものと判断してよいのか。	社団法人日本植物油協会	D28	種々の食品に関する食品分類については、別途通知等で明確化することとしています。
90	5	食用、精製油、粗油の植物油脂等に区分されていますが、範囲はどのように決まるのか。オリーブ油の「初搾り」は適当な名称ではないと考える。「ごま油」「なたね油」を粗精製に相当する状態で食用にするが、このような場合、扱いはどこに分類されるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	食用油脂については、日本農林規格等を参考に、規格基準としての名称を整備することとしています。なお、オリーブ油の「初搾り」については、「バージンオイル」と表記することとしています。
91	5	加工食品に暫定基準が設定されている農薬は、コーデックス等の基準が採用されているといわれていますが、油脂については濃縮あるいは希釈度合いの判断がわが国の実態とかけ離れていると思われる。具体的な例について言えば、なたねのグルホシネートは5ppmであるが、なたね油(粗油)では0.05ppmと規定されており、なたねの粗油を食するわが国の実態に照らして、この基準値を確保する油脂を製造することはできない。クロルメコートも同様である。このようなものに対しては、一般加工食品に準じて基準値を扱うように特例を適用して頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	グルホシネートに設定されているなたねの基準は現行基準ですが、なたねに設定されているコーデックス基準も5ppmであり、加工行程を考慮した場合、矛盾はないものと考えられます。また、クロルメコートはいずれもコーデックス基準であり、矛盾はないものと考えます。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
92	5	医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト(昭和46年6月1日付薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」の別紙「医薬品の範囲に関する基準」(現最終改正 平成16年3月31日付薬食第0331009号)別紙3)(以下「非医薬品リスト」)に記載されている植物由来物について下記に示すように当該物が対応する暫定基準がある項目の範囲に含まれるようお願いする。 ①その他のゆり科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちゆり科植物由来のもの ②その他のせり科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちせり科植物由来のもの ③その他のきく科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちきく科植物由来のもの ④その他のうり科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちうり科植物由来のもの ⑤その他のあぶらな科野菜:非医薬品リストに記載されているもののうちあぶらな科植物由来のもの ⑥その他の穀類:非医薬品リストに記載されているもののうちイネ科の種子由来のもの ⑦その他の豆類:非医薬品リストに記載されているもののうちマメ科の種子又は果実由来のもの ⑧その他のかんきつ類果実:非医薬品リストに記載されているもののうちみかん科果実由来のもの ⑨その他のいも類:非医薬品リストに記載されているもののうち塊茎、塊根又は貯蔵根由来のもの ⑩その他の果実:非医薬品リストに記載されているもののうちかんきつ類以外の果実に由来のもの ⑪その他のオイルシード:非医薬品リストに記載されているもののうち搾油原料とする実又は種子由来のもの ⑫その他のナッツ類:非医薬品リストに記載されているもののうちオイルシードに利用される以外の種子等由来のもの ⑬その他のきのこ類:非医薬品リストに記載されているもののうち子實體、菌糸体又は菌核等由来のもの ⑭その他の野菜:非医薬品リストに記載されているもののうち他の分類群に属さない植物由来のもので、山菜などとして食経験のあるもの。 ⑮その他のハーブ類:非医薬品リストに記載されているもののうち上記①～⑭に属さないもの(別添の表は省略)	日本生薬連合会	D29	種々の食品に関する食品分類については、別途通知等で明確化することとしています。
93	5	農産物の基準値と加工食品の基準値について、整合性を図るべきである。 (例1:マラチオンのトマトとトマト果汁) (例2:クロルピリホス及びフェナリモルのぶどうと乾燥ぶどう)	株式会社アラハタ	D48	マラチオンについては、既に加工係数が考慮されているので、最終案のとおりとします。クロルピリホス及びフェナリモルについては、整合性を考慮し、干しぶどうの基準を削除します。
94	5	ハーブ・スパイスの定義について、「比較的少量使用される…」とあるが、数字が入っていないので、これに入るのかの判断が出来ないので、数字を出すべきだ。 (例えば、一日摂取量で何グラムとか)	株式会社アラハタ	D48	ハーブ・スパイスの定義につきましては、平成17年3月28日の農薬・動物用医薬品部会において示したとおりであり、ここに示された52種類のスパイス及び61種類のハーブ以外の、いわゆる一般に呼ばれるスパイスあるいはハーブについては、従来とおり、「その他の〇〇科野菜」などとして分類されます。
95	5	農産物とハーブ・スパイスの範囲について、用途により分類を変えるべきだ。 例として、ユズ(果皮)は「その他のかんきつ類果実」から「その他のハーブ」に分類変更になるが、ユズ(果皮)を弊社では原料ユズを剥皮し、スライスし、ボイル・冷却後凍結しており、用途としてユズママレードの原料にしている。この場合、分類を農産物としての「その他のかんきつ類果実」にすべきである。(用途により分類を選択出来るようにすべきである。)	株式会社アラハタ	D48	スパイス等の分類については、コーデックスにおける食品分類を参考として設定したものです。なお、ゆずの果皮は「その他のかんきつ類果実」に分類することとします。
96	5	加工食品の取扱に関して、多くの加工食品は単純に計算できる類のものではないことから、早急に代表的な加工食品についての残留データを収集すべきである。 また、農薬等の残留は部位によって大きく異なり、農薬が偏って残留している部位(レモン果皮など)のみを用いて製造した食品では、残留基準に適合した原材料を用いて製造した食品であっても、安全上の問題が懸念される場合が考えられるため、加工食品については慎重な措置を講じるべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	加工食品の取り扱いについては、これまで加工食品における農薬等の残留実態調査を実施し、その結果を公表しています。今後も引き続き残留実態や加工工程における農薬の残留量の変動等について調査研究を実施することとしており、その結果を踏まえ必要な措置について検討していくこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
97	5	香料等の添加物はポジティブリスト制度の規制対象外であるが、香料には果実等から抽出した精油等が含まれる。 原材料が食品衛生法第11条第3項の基準に適合するものであれば、その原材料から製造した香料を使用した加工食品に、当該香料に由来する農薬が残留する場合であっても、当該加工食品は基準に適合していると判断して差し支えないか。	日本香料工業会	D70	香料の原料である食品において、残留基準に適合するものであれば、香料に由来する残留農薬については基準に適合するものと判断します。
98	5	加工食品の適否の目安の試算にあつては、原料からの採油率をもって換算するのが合理的と考えるが差し支えないか。	日本香料工業会	D70	当面、採油率を基準への適合を判断する際の目安としますが、個々の農薬・農産物により油への移行の度合いは異なることから、それらについて科学的な知見の収集などを行う必要があると考えています。
99	5	可溶性コーヒーやコーヒーエキスに対する残留基準値について、どのような方法を用いて換算を行うのか。	日本コーヒー飲料協会	D72	加工食品における基準適合性については、原材料の割合、濃縮率などを用いて換算した値を判断の目安としています。
100	5	なし類の区分について、食べるに当たって追熟を要する「中国なし」については、「西洋なし」の範疇に含めていただきたい。	(社)日本果汁協会	D83	「中国なし」は日本の食品分類では「日本なし」に分類されます。
101	5	クランベリー加工品について、フレッシュ品の基準を単純に適用できないが、どのように判断したらよいのか。	クランベリー販売協会	F15	加工食品における基準適合性については、原材料の割合、濃縮率などを用いて換算した値を判断の目安としています。
102	5	セクション18の基準を認めてほしい。 (同旨1件)	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会等	F16・F21	米国におけるセクション18の基準値については、既に最終案に反映されています。
103	5	スペインでは、唐辛子はナス科野菜と分類されているので、その他のスパイスと分類しないでほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペイン)	F18	とうがらしについては「その他のなす科野菜」に分類することとします。
104	5	加工食品の残留農薬の検査は加工工程を考慮すべき。	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)	F21	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められている場合を除き、原料となる農産物の基準適合性が判断の基本になり、加工工程は考慮することとなります。
105	5	シーズニングとして使用されるペッパーをととして食品から農薬が摂取されたとしても、さほど問題ではないといわれており、ペッパー(piper nigrum L.黒こしょう)はポジティブリストシステムに含めるべきではない。	ペッパーマーケティングボード (マレーシア)	F5	こしょうは「その他のスパイス」として基準値が設定され、ポジティブリストの対象食品に含まれます。
106	5	「高麗人参」及び「えごまの葉」は、食品分類のどこに分類されるのか明示願いたい。	韓国政府	G16	いずれも、「その他の野菜」に分類されます。
107	5	原材料の基準値をもって換算係数を適用し、加工食品の基準値違反を考える場合、濃縮される場合も希釈される場合も、等しく換算係数によって判断されるのか。諸外国では、希釈される場合には判断しないのが普通である。	アメリカ合衆国政府	G4	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農産物の基準適合性が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。濃縮も希釈も考慮されることとなります。
108	5	加工食品の換算係数の情報、あるいは新しいガイドライン等が示された場合には、速やかにウェブサイト公開されたい。	アメリカ合衆国政府	G4	重要な情報については、ウェブサイト等で公開していきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
109	5,6	米国のばれいしょ加工食品に対する基準について、暫定基準として採用すべき。あるいは、換算係数を明示されたい。	American Potato Trade Alliance	F29	今回、暫定基準として加工食品に基準値を設定したのは、コーデックス基準がある場合に限られます。 また、加工食品の基準適合性については、水分含量や濃縮率などにより原材料に換算した値を判断の目安とすることとしています。個別の農薬・農産物、加工工程により加工食品における残留状況は異なることから、科学的に加工係数を検討している場合は、その値を換算に用いることとします。
110	6	○クロマゾン○米国の基準にある「Crop Subgroup 1-D」にはアーティチョークが含まれているので、アーティチョークに基準値0.05ppmを加えてほしい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	D14	「Crop Subgroup 1-D」にある「Artichoke, chinese」(チヨロギ)は「その他の野菜」に、「Artichoke, Jerusalem」(キクイモ)は「その他のいも類」に分類され、「アーティチョーク」には分類されません。日本の「アーティチョーク」は、米国基準における「Artichokes (Globe)」が該当します。
111	6	○シペルメトリン○米国において「シペルメトリン」の「Leafy Vegetables(except Brassica Vegetables)」 「Brassica Leafy」について基準値が設定されているので、反映してほしい。	エフエムシー・ケミカルズ株式会社	D14	前者の基準には、日本の「クレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ～その他のきく科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、その他の野菜」が、後者については日本の「はくさい～その他のあぶらな科野菜」が該当します。これらはいずれも既に反映されています。
112	6	○イオドスルフロメチル○最終案で、No61:イオドスルフロメチルは、小麦の残留基準が0.01となっているが、多くの農産物で類型6-4を適用し、残留基準を0.02としたのはなぜか。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、イオドスルフロメチルでは小麦に0.01ppmの基準値が設定されており、類型6-4の適用に適さないと判断されることから、類型6-4を適用しないこととします。
113	6	○イマザキン○フェノキシカルブ○個別暫定基準表で、No. 77:イマザキンが類型6-4で0.05ppm、No. 508:フェノキシカルブが類型6-4で0.05ppmとなっているが、これらの農薬は類型6-4にリストアップすべきでないか。	反農薬東京グループ	D21	ご指摘のとおり、修正します。
114	6	○カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル○一部のオーストラリア、カナダ、EU基準値について、表から漏れているので採用してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、コーデックス、オーストラリア、カナダにおける「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
115	6	○イマザモックスアンモニウム塩○カナダ基準値が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり、修正します。
116	6	○ホレート○一部のコーデックス、オーストラリア、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値はいずれも、確認できないか、もしくは既に記載されています。なお、オーストラリアにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。
117	6	○ボスカリド○一部の米国、カナダ、オーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。
118	6	○プロクロラズ○一部のコーデックス、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	牛の脂肪のEU基準についてはご指摘のとおり0.2ppmを追記します。それ以外についてはご指摘の基準値は確認できません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
119	6	○フルキンコナゾール○一部のオーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、コーデックス、オーストラリアにおける「Meat [in the Fat]」は、日本の食品分類では「○○の脂肪」に該当するものと考えます。
120	6	○フィプロニル○一部のコーデックス、オーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり、修正します。
121	6	○ビンクロゾリン○一部の米国基準、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	米国基準につきましては、ご指摘のとおり修正します。EUの暫定基準については、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
122	6	○ピリメタニル○一部の米国基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、いずれも確認できません。なお、米国基準にある「Onion, green」は日本の食品分類では「ねぎ」に該当するものと考えます。
123	6	○ドジン○一部の米国、EU基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	くるみの米国基準につきましてはご指摘のとおり修正いたします。EU基準につきましてはご指摘の基準値は確認できません。
124	6	○テメホス○一部のオーストラリア基準が反映されていないので、修正してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は確認できません。なお、オーストラリアにおける「Meat [in the Fat]」は、日本の食品分類では「○○の脂肪」に該当するものと考えます。
125	6	○テプラロキシジム○一部の米国基準が、設定されていないのに記載されている。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の事実は確認できません。
126	6	○ジメトモルフ○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、確認できません。なお、「Taro, Leaves」は、日本の食品分類では「その他の野菜」に該当するものと考えます。
127	6	○ジメテナミド○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	西洋わさびについては、ご指摘のとおり0.01ppmを追記いたします。それ以外については、ご指摘の基準値は、確認できません。
128	6	○シペルメトリン○一部のコーデックス基準、米国基準、オーストラリア基準、ニュージーランド基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	チコリの米国基準については、ご指摘のとおり10ppmを追記いたします。それ以外については、ご指摘の基準値は、確認できません。
129	6	○ジフルフェンゾピル○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	これらの基準値は、全て平成17年7月31日付けで期限切れとなっています。
130	6	○クロルフェンピホス○一部のEU、オーストラリア基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘の基準値は、確認できません。
131	6	○クロルフェナピル○一部のEU、米国基準が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	EUの基準につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。米国における施設の衛生管理の目的で使用される化学物質は、農薬には該当しないと考えられることから、0.01ppmという残留につきましては暫定基準を設定しないこととします。
132	6	○クレトジム・セトキシジム○オーストラリアにおけるクレトジムの基準値が反映されていないので、反映してほしい。	BASFアグロ株式会社	D25	ご指摘のとおり修正します。
133	6	○クロルデン○畜水産食品の場合、クロルデンは多数の化合物から成りますが、コーデックスではトランス及びシスクロルデンと代謝物のオキシクロルデンの総和を採用しており、今回の暫定基準でも同じと考えてよろしいか	東京都健康安全研究センター	D31	貴見のとおりです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
134	6	○トリクロロホン○家きんの卵、ウナギ目魚類、その他の魚類、魚介類、その他の動物等では、薬事法の定量限界や類型6-5の適用により、0.01ppm未満の非常に小さい値が基準値として設定されている。一方、第2次案に対する個別基準等に対する意見139にも示されたとおり、家きんの卵の場合は、豪州における本化合物の家禽の卵に対する残留基準値が0.05ppmと設定されている。更に、JECFA及び米国FDA等により、曝露量の閾値として合理性があると評価されている1.5 µg/dayを基準に算出され、日本国民の食品摂取量を踏まえて安全性を管理する上で問題がないと考えられる値は0.01ppm(10ppb)であり、特に毒性に問題がない物質について、これ以下の基準で管理することには合理性が認められない。従って、これらの基準値については、一律基準案の値を設定すべきである、と考える。	バイエルメディカル(株)動物用薬品事業部	D32	ご指摘の基準値については、農林水産省から提出された薬事法に基づく定量限界に基づき設定されたものです。また、現行の管理基準が一律基準値として考えられる0.01ppmを下回るものがある場合、基準値が設定されていない食品について一律基準値を設定することは合理性がないため、ご要望にお応えすることは困難です。なお、ウナギ目魚類については、農林水産省動物用医薬品等主管課長より既提出の検出・定量限界値の訂正值が提出されたことから、基準値を修正することとします。
135	6	○フェニトロチオン○乳は、2004年のJMPR評価において、0.01ppmにMRLを変更する案が採択されている。コーデックス基準が0.01ppmに変更されることは確実と考えられることから、暫定基準案は0.01ppmが望ましいのではないかと。	住友化学株式会社	D33	ご指摘の基準値は、2005年のコーデックス総会において採択されておりませんので、参考にしません。
136	6	○フェンピロキシメート○ネクタリン及びマンゴーの現行基準値は、いずれも1.0ppmの誤りではないのか。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘のとおり、修正します。
137	6	○ブプロフェジン○米国において、2005年4月8日に基準値が追加され・発効したので、その分について暫定基準値表に反映させるとともに、暫定基準値を米国基準に訂正してほしい。	日本農薬株式会社	D34	ご指摘のとおり、米国において基準が追加されましたので反映させることとします。ただし、暫定基準の設定は、規定の設定方法により行っているため、レタス以外は暫定基準値としては採用しません。
138	6	○オクタクロロジプロピルエーテル○○イソカルボホス○オクタクロロジプロピルエーテル及びイソカルボホスは、中国において茶の生産に使用されているので、ポジティブリストに加えてほしい。また、基準値の設定をお願いする。	山陽商事株式会社	D35	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国(地域)の基準を参考として設定しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
139	6	○MGK264○米国において基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。(米国でのアーモンドに係る残留基準:10ppm)	ブルーダイヤモンド・アーモンド・グロワーズ日本支社	D38	米国において基準が設定されている、牛、豚、羊、山羊、馬の脂肪及び乳脂肪につきましては、ご指摘のとおり修正します。ただし、施設の衛生管理の目的で使用される化学物質として設定された10ppmという残留基準は、農薬として使用される基準とは異なるものであり、本制度の暫定基準としては採用しないこととします。
140	6	○グルタチオン○動物用医薬品(水産用:スズキ目魚類)として用いられているグルタチオンはポジティブリスト最終案において暫定基準値が設定されていない。グルタチオンは人間を含む動植物の組織中に広く含まれていることが知られているが、今回、グルタチオンの暫定基準が設定されなかったという事は、当該物質が暫定基準一般規則(案)の第4項の天然に含まれる物質に該当すると理解してよろしいか。	協和発酵工業株式会社	D45	ご指摘の物質については、天然に含まれる物質として施行通知等により示すこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
141	6	○ドラメクチン○コーデックスで設定されている豚の筋肉のMRLは、注射部位の筋肉への残留を考慮せず、通常の筋肉へのドラメクチンの残留に基づいている。一方、日本で求められる休薬期間設定のための残留試験では、一番長く残留するであろう筋肉＝投与部位で、その残留分析をすることが求められている。すなわち、コーデックスでは筋肉のMRLの設定にあたり、注射部位の筋肉への残留を考慮していないため、このコーデックスのわが国の一律基準(0.01 ppm)よりも低い値を日本での基準値案とすることは適切ではないと考えられる。さらに、筋肉の摂取にあたっては、通常の筋肉を摂取することに比べて、投与部位の筋肉を摂取する可能性は極めて低いと、通常の筋肉と注射部位の筋肉のMRLを同じとすることは妥当ではないと考える。したがって、日本における豚の筋肉におけるMRLは、注射部位の筋肉と通常の筋肉の残留は異なることを考慮し、EUと同じ0.02 ppmとしていただきたい	ファイザー株式会社	D5	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWT○に加盟していることを踏まえ、コーデックス基準が設定されている場合にあっては、優先的に採用することとしています。なお、農林水産省における休薬期間の設定は、投与部位も含めた残留基準への適合性を確保する観点から行われているものと認識しているところです。
142	6	○ジチオカルバメート○の基準に関すること。 ミルネブについて、ジチオカルバメートの二硫化炭素法による分析を実施した場合にはミルネブおよびその代謝物・分解物に由来する二硫化炭素も検出される。ミルネブ自体は別の分析法により定量できるが、その代謝物および分解物については定量できないため、ジチオカルバメートの定量値に影響を及ぼすことが考えられる。 特に「かき」については、ミルネブの基準値、ジチオカルバメートの基準値の両方が設定されていることから、ミルネブの影響を排除できる手法、もしくはミルネブの影響が問題にならない程度の基準値を設定していただきたい。さらに、二硫化炭素法により検出されるチアジジン(ミルネブ)も登録されており、残留基準にマンゼブの登録保留基準を採用することは不合理である。 ジチオカルバメートの基準については、はくさいについてもバックグラウンドを加味した暫定基準値を設定していただきたい。	三共アグロ(株)・ クミアイ化学工業(株)、大内新興化学工業(株)、パイエルクロップサイエンス(株)、ダウケミカル日本(株)	D52・ D81・ D87	ジチオカルバメート系農薬については、CS2法を採用せず、各個別物質についてHPLC法によって測定することとしているのでバックグラウンドを考慮する必要はないものと考えます。HPLC法ではミルネブの代謝物がミルネブと同時に測定されることはなく、分離測定できるものと考えます。したがって、ジチオカルバメート系農薬の基準値については、最終案でお示したとおりとします。
143	6	諸外国で一般的に使用している農薬であるにもかかわらず、最終案に含まれていない以下の農薬について、基準の設定を求める。 クロルベンズロン、イソカルボホス、マトリン、ウルバシド、ジベレリン酸、インドール酢酸、サイトシニン、monosodium methylarsonate、blufosinate ammonium、テルブチラジン、メルカプトチオン、nitrofoska foliar、スルフルラミド、curprous oxide、過酸化水素、ペルオキシ酢酸、チオシアン酸アンモニウム、D-D	フロンティアーズ株式会社	D53	それぞれの物質に係る評価資料、ADI、使用方法、作物残留試験成績の概要について提供があれば、基準設定を検討することとします。なお、monosodium methylarsonateはヒ素として残留するものであり、ヒ素としての残留基準値が適用されます。
144	6	○チオファネート(Thiophanate)○にはチオファネートメチル(Thiophanate-Methyl)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	チオファネート(チオファネートエチル)については、チオファネートメチルの基準に含むものと考えます。
145	6	○スルフォサート(Sulfosate)○にはグリホサート(Glyphosate)の基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	グリホサートの基準値には、スルホサート由来のものも含まれます。
146	6	○エスフェンバレレート○にはフェンバレレートの基準が適用されるのか。	フロンティアーズ株式会社	D53	フェンバレレートの基準値には、エスフェンバレレート由来のものも含まれます。
147	6	○カルタップ、ベンスルタップ及びチオシクラム○について、茶の暫定基準値を登録保留基準の25ではなく、30とした根拠が不明である。	住化武田農薬(株)、日本化薬(株)、アリストライフサイエンス(株)	D54	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、25ppmは30ppmとしたものです。
148	6	下記の物質の目次における分類について記載に誤りがあるのではないかと。 テトラサイクリン系抗生物質、クロピドール、チアムリン、パルペンダゾール	小川邦彦	D55	クロピドールにつきましては、米国の動物薬の基準を参考とし、農産物にも基準を設定したものです。その他の3物質については、ご指摘のとおり修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
149	6	○スピロジクロフェン○ 2005年7月13日付けで米国EPAにより残留基準値が告示されたので、上記農薬に暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。
150	6	○テブコナゾール○ 米国において、だいたひについて緊急条項による暫定基準が設定されたことから、暫定基準を設定してほしい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	ご指摘のとおり、修正します。
151	6	フェナミホスのきのこ類の基準値について、豪州のMushroomsの基準値をしいたけ及びその他のきのこ類についても参照していただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D56	オーストラリアの「Mushrooms」は、日本の食品分類では「マッシュルーム」のみに該当するものと考えます。
152	6	○塩化銅○はポジティブリスト対象外の物質と考えて良いか。	日本シイベルヘグナー(株)	D57	無機銅(銅としての残留)は、対象外物質となります。
153	6	○センデュラマイシン○について 残留しやすい部位といわれている肝臓、腎臓よりも厳しい基準を「鶏の食用部分」「鶏の筋肉」「その他の家きんの筋肉」に対して設定しているが、その根拠が不明であり、基準値を0.2ppmと改訂してほしい。	ヒプロ日本事務所	D58	「鶏の食用部分」については、農林水産省から提示された薬事法における定量限界値をもって、設定したものです。また、「鶏の筋肉」については、参考とする諸外国の基準を参考としたものです。また、「その他の家きんの筋肉」については、残留性が「鶏の筋肉」と同様と考えられることから、その値を採用しています。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
154	6	○ピノキサデン○ 2005年7月に米国EPAにより残留基準値が告示されたので、暫定基準に反映させてほしい	日清製粉株式会社 シンジェンタジャパン株式会社	D59 D63	ご指摘のとおり、修正します。
155	6	○シアナミド及び石灰窒素(カルシウムシアナミド)○については、土壤中で完全に分解され、残留性が無ことから、ポジティブリストへの記載は必要の無いものとする。	デグサ ジャパン株式会社	D61	シアナミドについては、一般的に考えて残留が少ないと考えられること、一部植物では、植物体内で生合成されること、肥料としての用途もあり、農薬としての用途としてのみの管理は難しいことを踏まえ、暫定基準としては設定しないこととします。
156	6	○テトラサイクリン系抗生物質○はちみつで0.3ppmという基準値が設定されているが、花粉やプロポリスについては記載がなされていない。花粉やプロポリスについても輸入の際にははちみつと同様にテトラサイクリン系抗生物質の自主検査を実施するように検疫所より指導されることから、ポジティブリスト制度下でも基準を設定するべきではないか。	FLPジャパン・リミテッド	D62	花粉やプロポリス(蜜蝋)については、参考となる基準が諸外国を含め設定されていないことから、従来の抗生物質の規定が適用されることとなります。なお、ミツバチに対する薬剤使用に関しては、採蜜時期における使用は原則ないものと認識しています。
157	6	○エマメクテン安息香酸塩○について類型6-5を適用せず、基準を定めていない食品については一律基準(0.01ppm)を適用してほしい。理由は以下のとおり。 ・ニュージーランドの基準値作成の根拠となっている分析対象化合物は日本の分析対象化合物より少ない。 ・日本における告示分析法での定量限界は野菜0.01ppm、茶0.05ppmとなっている。 ・一律基準を大幅に下回る基準値を設定することで、農薬使用者等が本剤に対して安全性に対する誤解を生じるおそれがある。 ・ニュージーランドにおいてもpome fruitsあるいはkiwi fruit以外の基準値を設けておらず、使用対象の作物でない作物に対しては統一的な取扱(一律基準)を適用していると考えられる。 (同旨1件)	農林水産省・シンジェンタジャパン株式会社	D63・ D87	日本とニュージーランドにおける分析対象化合物の差異を考慮し、本物質に限り通知で示した試験法の検出限界である0.01ppm未満の基準値の設定はせず、類型6-5の適用は行わないこととします。
158	6	○ジカンパ○米国の基準値を反映し、ジカンパのえだまめの基準値に10ppmを採用してほしい	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
159	6	○シロマジン○シマジン○米国やEUの基準値を反映し、シロマジンのその他のあぶらな科野菜の基準値を13ppmとし、シマジンの魚類の基準値を12ppmとしてほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	設定する暫定基準値は、有効数字一桁とすることとしているため、四捨五入して基準値を設定したものです。
160	6	近年ブラジルではだいたいの「さび病」が問題となっており、防除のためにシプロコナゾールが使用されている。作物残留試験成績等の資料を提出するので、ブラジルの基準値を反映し、本剤のだいたいの基準値として0.05ppmを設定してほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討結果、採用することとします。
161	6	コーデックス基準を反映し、チアベンダゾールの基準値を以下のとおり設定してほしい。また、脚注の「チアベンダゾール及び5-ヒドロキシチアベンダゾールの和として」は畜水産物のみが該当であるため、その旨を追記してほしい。 ばれいしょ 15ppm、アボガド 15ppm、マンゴー 5ppm りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ 3ppm	シンジェンタジャパン株式会社	D63	殺菌剤であるチアベンダゾールのポストハーベスト農薬としての使用は、日本の法律下では食品添加物に該当するため、残留農薬暫定基準としては参考としないこととしています。なお、脚注の記述については、ご指摘のとおり修正します。
162	6	○チアメトキサム○の「なつみかん」および「なつみかんの外果皮」の基準は、「なつみかん果実全体」の基準値があることから不要と考える。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ご指摘のとおり、修正します。
163	6	○ピメトロジン○現在、EU基準値は暫定で設定されているが、本年12月以降本基準に移行する予定であることから、参考基準として扱ってほしい。	シンジェンタジャパン株式会社	D63	EUにおける暫定基準値は、法的な位置づけが不明確であることから、暫定基準策定の参考とはしておりません。
164	6	○ホメサフェン○カナダのDry beansの基準を反映し、小豆類の基準として0.05ppmを設定してほしい。(手亡豆(いんげん)について、当該基準を根拠とし、日本への輸出実績がある)	シンジェンタジャパン株式会社	D63	ホメサフェンのカナダ基準値については、ご指摘のとおり修正いたします。
165	6	○シアン酸塩○は、平成7年に農薬登録され、除草剤・枯凋剤として使用されているが、最終案中に記載がない。シアン酸は植物体内に通常に存在するものであることを考慮し、残留基準設定の対象外物質としてほしい。なお、オーストラリアでは、シアン酸塩は登録されており、MRLは設定されていない。	日本ヒドラジン工業株式会社	D65	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。シアン酸塩は登録残留基準、あるいは海外基準もなく、残留の可能性が低いと考えられることから、暫定基準を設定しないこととし、一般規則第4項を適用することとします。
166	6	○4-クロロフェノキシ酢酸○は「乳(脂肪)」に基準値が設定されようとしているが、「乳」には設定されていない。この場合「乳」には一律基準が適用されることになるのか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘の場合については、乳の基準適合性を乳脂肪の基準値をもって判断するものです。
167	6	○メロキシカム○は類型6-4に分類されているが、牛乳に対する暫定基準値として0.01ppmが設定されている。牛乳においては他の畜水産物と異なり、0.01ppmまで検査可能ということか。	(社)日本乳業協会	D66	ご指摘のとおり、メロキシカムについては0.01ppmの検査が可能であることが判明したため、類型6-4を適用しないこととします。
168	6	臭化メチルの基準値案について、最終案では55品目において二次案よりも小さな数値になっている。この理由について、説明をいただきたい。(一次案から二次案への変更の際には、説明があった。)	メチルプロマイド工業会	D68	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。
169	6	○臭素○くるみについて、米国、EU、NZの基準の平均値をとって130ppmと定められているが、米国基準の200ppmを採用すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	臭素の現行基準は、臭素として規制がなされていることから、臭化メチルとして規制がなされているEUの基準については、参考としないこととします。したがって、EUの基準値を参考とし、各国基準の平均値をもって暫定基準としているケースについては、基準値を変更することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
170	6	マラカイトグリーンはポジティブリスト案ではリストに記載されないため、0.01ppmの一律基準が適用されるが、現行基準では「抗菌性物質は含有してはならない」(検出限界 0.005ppm)として運用されている。マラカイトグリーンについては、現行規制と同等の基準となる運用を望むとともに、現行基準の緩和となるこのような事例について再度点検を行っていただきたい。	日本生活協同組合連合会	D69	マラカイトグリーンは化学的合成品たる抗菌性物質であり、暫定基準が設定されないことから従来の「含有してはならない」の規定が適用されます。 なお、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについては、規格基準の検討を行うに当たり、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しているところです。
171	6	〇プロペタンホス〇牛乳には基準値が設定されていないが、「薬事」として基準値が設定されている「牛の筋肉」等と同様、国内で残留試験が実施されている。この試験における検出限界が0.02ppmであり、現在の案のまま一律基準が適用された場合、当該検出限界を下回る残留分析法がないことから、残留試験が実施できなくなる可能性がある。従って、牛乳についても、暫定基準0.02ppmを設定してほしい。	三共ライフテック株式会社	D7	ご指摘の点は、農林水産省動物用医薬品等主管課長より追加の検出・定量限界値が提出されたことから、乳についても暫定基準を設定することとします。
172	6	〇トリアジメホン〇、〇トリアジメノール〇の暫定基準については、経過措置の承認を得て使用の許可がなされているものや作物残留試験結果を考慮し、改めていただきたい。(茶について、作物残留試験結果添付。他の食品については、現在実施中)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	いわゆるマイナー農産物として農薬登録がなされているものについては、ご指摘のとおり事情を考慮することとします。また、作物残留試験成績の結果、適正使用規範内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があるご指摘されたものについては、作物残留試験成績を精査し、修正します。
173	6	〇イミダクロプリド〇のネクタリンに対する基準については、現在、適用拡大申請中であり、作物残留試験結果からコーデックス基準ではなく現行の登録保留基準(1ppm)を採用すべきである。(作物残留試験結果添付) 農林水産省においてマイナー作物として経過措置承認がなされていることから、登録保留基準を参考に暫定基準に設定してほしい。 (同旨1件)	農林水産省・バイエルクロップサイエンス(株)	D71・D87	マイナー作物として承認がなされているものにつきましては、作物残留試験成績を精査し、暫定基準を設定します。農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。
174	6	イミダクロプリドのパッションフルーツに対する暫定基準については現在登録申請用の試験を実施中であり、コーデックス基準ではなく、現行の登録保留基準(3ppm)を採用すべきである。なお、当該作物の登録保留基準値が1ppmとされているが、当該作物は分類上「小粒果実類」であり、したがって3ppmとなるため訂正いただきたい。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	農薬取締法に基づく登録申請中の農薬・食品については、暫定基準として採用することは困難です。なお、パッションフルーツの分類については、ご指摘のとおり修正します。
175	6	〇グルホシネート〇の乳肉全般に対する暫定基準値については、非組換え作物の摂取を根拠としているコーデックス基準を採用しているが、組換え作物の摂取を考慮している米国の基準値を採用することが妥当であると考え。	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	暫定基準の設定に当たっては、我が国がWTOに加盟していることを踏まえ、優先的にコーデックス基準を採用するものです。なお、コーデックス基準がない脂肪については、米国基準を採用しています。
176	6	〇トリフロキシストロビン〇について諸外国の基準値を参考に暫定基準の見直しをしていただきたい。(米国のFederal Register、EUのCommission Directive、カナダのRegulatory Noteを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)	D71	米国の大豆基準値につきましては、ご指摘のとおり反映します。カナダの基準値(緊急基準値も含む)は、法的に登録される前の暫定基準値であり、法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしていません。また、EUの暫定基準値についても、現時点では法的な基準値ではないことから、暫定基準策定の参考とはしていません。
177	6	〇スピロメシフェン〇について、米国において残留基準が設定されたので、暫定基準の設定をお願いしたい。(Federal Registerを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)・American Potato Trade Alliance	D71・F29	ご指摘のとおり、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
178	6	南アフリカ等における落花生への使用実態を考慮し、下記の農薬等について暫定基準の設定をお願いしたい。 エポキシコナゾール、フルシラゾール、DIMETHENAMID-P、FLUAZIFOP-P-BUTIEL、フルフェナセツ、FLUMETSULA+S-MOC、FURFURAL、ピリミカルブ、HALOXYFOP-R-METHYL、HALOXYFOP-R-METHYL ESTER、FENOXAPROP-P-ETHYL、パクロブトラゾール、CUPROUS OXIDE、アセトクロール	株式会社トーマン 落花生輸入商社 協議会	D73 D77	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
179	6	ハチミツに対するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準値はEUやイギリスの基準を考慮するとゆるすぎるのではないかと。ハチミツ愛好家の中には一日当たり50g以上消費する人もいますので、この点も考慮していただきたい。	(株)養蜂研究所	D79	ハチミツの暫定基準は、海外基準である豪州の基準を参照したものです。なお、基準値に関しては、マーケットバスケット調査等の摂取実態調査結果に基づき、優先順位を付して見直すこととしています。
180	6	ジチオカルバメートについては輸入実態やバックグラウンドを、スピノサド及びメトキシフェノジドについては、2005年7月のコーデックス会議で設定された値を考慮し、暫定基準値を改めてほしい。	ダウケミカル日本株式会社	D82	ジチオカルバメートについては輸入実態を考慮する状況にはありません。また、バックグラウンドについては、No.142を参照してください。スピノサド及びメトキシフェノジドについては、コーデックス基準として設定された値に準じて修正します。
181	6	ミネラルウォーター類で基準値が設けられているテルブティラジンについては、ぶどう産地であるフランスやドイツで0.1ppmの基準が設定されている。本剤について暫定基準を設定し、類型6-6として「ぶどう」にこの値を採用願いたい。	(社)日本果汁協会	D83	EUの基準に当該物質についての基準がなく、また作物残留試験成績などの提出もないため採用できません。
182	6	○プロピコナゾール○プロピコナゾールについて、米国EPAが2005年7月27日に大豆サビ菌用殺菌剤(緊急時免除)として基準を告示したので考慮してほしい。	アメリカ大豆協会	F1	ご指摘のプロピコナゾールにつきましては、既に基準が設定されており、今回基準を設定する品目の対象ではありません。
183	6	○アセタミプリド○アセタミプリドのホップには、チェコで農薬登録がなされている。チェコ基準値である2ppmを設定してほしい。	チェコ政府	G15	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
184	6	○アセタミプリド○フィプロニル○シアナミド○ニトロフェノール○ホップの基準について、それぞれ作物残留試験成績を提出する。この試験成績を参考に、チェコ基準値であるアセタミプリド2ppm、フィプロニル0.1ppm、シアナミド0.1ppm、ニトロフェノール0.1ppmの基準を設定してほしい。	ホップ生産協会(チェコ)	F10	作物残留試験成績が提出されているアセタミプリド及びフィプロニルについては、国際流通上のホップの特殊性に鑑み、採用することとします。一方、試験成績が提出されていない物質につきましては、採用できません。また、シアナミドにつきましては、No.155を参照してください。
185	6	○フルトリアホール○フルトリアホールについて、ブラジルにおける作物残留試験成績を提出するので、ブラジル基準値である大豆0.1ppmの基準を設定してほしい。	ケミノバ(デンマーク)	F11	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、ブラジルの基準を採用することとします。
186	6	○キャプタン○、○マンゼブ○、○亜リン酸○の基準(0.03、0.1、設定されていない)について、オーストラリアの基準と同じにしてほしい。	アーモンドボード(オーストラリア)	F12	キャプタン、亜リン酸(最終案では「ホセチル」に含有)につきましては、既に記載されています。マンゼブにつきましては、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
187	6	○マンネブ○臭素○リン化水素○殻付き、殻なしのクルミについて、USのセクション18でマンネブ8ppmが認められている。 また、殻付き、殻なしのクルミについて臭化メチル200ppm、リン化水素0.1ppmとしてほしい。	カリフォルニアく るみ協会	F14	マンネブの米国Section18基準は、0.05ppm(マンネブ換算)です。リン化水素、臭素については、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
188	6	○インドキサカルブ○クランベリーについてUSのセクション18でインドキサカルブ0.5ppmが認められているので採用してほしい。 (同旨1件)	アメリカ合衆国 政府・クランベ リー販売協会	G4・ F15	ご指摘のとおり、修正します。
189	6	○ANA、ANA AMIDA、ブトラジン、硫酸銅、Copper Oxychloride、Cuprose oxide、Quinosol、硫黄、チラム、とシペルメトリン○これらの農薬について、リストへの記載がないので記載してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペ イン)	F18	①パブリカについての作物残留データ等がなく、基準値を採用できません。 ②ANA、ANA AMIDA等は、農薬名の確認ができません。 ③チラムは、ジチオカルバメートとして基準が定められています。ゼータシペルメトリンは、シペルメトリンとして基準が定められています。 ④硫黄は本制度の対象外物質になります。
190	6	○ジクロロボス○ ①基準はコーヒー豆ではなく、コーヒー加工品につくるべき。 ②コーヒー生産国に照会し、2011年にポジティブリストを見直すべき。 ③各コーヒー生産国に対して、ポジティブリストに載っている試験法を示してほしい。 ④コロンビアではディルドリンやエンドリンは規制している。 ⑤EDBとパラコートについても規制している。 ⑥グリーンコーヒービーンへの直接使用はリン化水素のみ認めている。 その他以下の農薬について、基準がないのでグリーンコーヒービーンの基準を提案する。 また、ジクロロボスについて、グリーンコーヒービーンの基準を0.2から2ppmに引き上げてほしい。	National Federation of Coffee Growers of Colombia	F19	①他の農薬との整合性もあり、コーヒー豆の基準としています。 ②暫定基準については、施行5年後に見直すこととしているが、ポジティブリスト制度そのものを見直す予定はありません。 ③試験法については、厚生労働省のホームページ上に公開(日本語)していくことにしています。 ④から⑥については、情報提供いただき感謝しています。 グリーンコーヒービーンについては、そもそも基準を策定していません。また、提出いただいた資料はコーデックスなどにおける他の作物の基準であり、グリーンコーヒービーンについての作物残留などのデータがなく、基準値を採用できません。
191	6	○BHA○OBHT○エトキシキン○ノルウェー政府の意見に賛同する。フロルフェニコールの例と同じく、薬事法に基づく検出限界値を参照するのではなく、外国基準値を採用してほしい。	オランダ大使館	G13	
192	6	○BHA○OBHT○魚の酸化防止剤BHAについて、BHT同様10mg/kgとしてほしい。	王立ノルウェー 大使館	G3	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。
193	6	○BHA○サケ目魚類とスズキ目魚類について、酸化防止剤BHAの基準を10mg/kgとしてほしい。	欧州ビジネス協 会 (European Business Council in Japan)	F23	BHAの暫定基準に関しては、ノルウェー政府より残留性試験結果が提出されたこと、また、農林水産省から暫定基準値の修正要望が提出されたことから、魚類について0.5ppmの暫定基準を設定することとします。
194	6	最終案では、2つの銅化合物について一律基準が0.01ppmとなっているが適応可能か？お茶は天然の銅化合物を含んでおり、ドイツでは総銅量として40mg/kgの基準を設けている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシシン銅及びヒドロキシノルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
195	6	○銅○銅は、対象外物質と暫定基準双方に記載があり、混乱の原因となるが、対応はどうなっているのか。(同旨1件)	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシノニルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。
196	6	○フッ素○フッ素は、Sulfuryl fluorideの使用によって残留するもので、アーモンドには米国において10ppmの基準が設定されている。フッ素はいわゆる自然物質条項に含まれるのか、それともMRLが適用されるのか明確でないので、明示してほしい。	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	フッ素は、いわゆる自然物質条項(一般規則第4項)に該当します。
197	6	○リンデン○厚生労働省は、リンデンについて、カカオ豆に0.002mg/kg、カカオ加工品に0.01mg/kgの基準値を導入しようとしているが、カカオの供給に重大な混乱を与える。いくつかのEU加盟国でカカオ豆1mg/kgの基準が残っている。ベルギー保健省が2004年9月にWTOのSPS手続きに従い、カカオ豆、カカオペーストに0.1mg/kgを通知している。スイスでは、カカオ脂、カカオマスに0.25mg/kgの基準を設定している。基準を見直してほしい。(同旨1件)	①国際ココア、チョコレート、砂糖菓子事務所 ②欧州カカオ協会	F9、F13	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1ppmを暫定基準として採用することとします。
198	6	○シペルメトリン○マンゴーについて、ASEAN Harmonized MRLが0.5ppmと設定されている。タイ及びマレーシアにおいて作物残留試験が実施されており、これに基づく基準値である。今回、当該試験成績を添付するので、確認の上、基準値を0.5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、各国において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
199	6	○トリアゾホス○えだまめについて、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を2ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
200	6	○プロチオホス○とうがらし(Chili peppers;その他のなす科野菜)について、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
201	6	○クロルデン○しょうがには、コーデックス基準が0.02ppmと設定されているので、この基準値を採用してほしい。	タイ政府	G09	ご指摘の基準値は確認できません。なお、コーデックスにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。
202	6	○エトプロホス○現行基準を含め、類型6-5などとして0.005ppmが基準値として多々設定されているが、エトプロホスのLOQは、コーデックスにおいて0.01ppmとされている。基準値を0.01ppmに修正すべき。	タイ政府	G09	日本の通知試験法によって担保されている、日本の残留農薬基準の最小値は0.005ppmとなっています。一律基準案未満の基準が一部の農産物等に設定されている農薬等については、特定の値をもって残留基準が設定されている農産物等以外のものに関し、コーデックス、あるいはその他の参考基準国における分析法の検出限界にかかわらず、当該農薬等に既に設定されている最小の基準値をもって暫定基準とすることとしています。